

令和3年8月5日

市政記者 各位

福岡コロナ特別警報発動に伴う港湾施設の利用制限について

福岡コロナ特別警報発動に伴い、下記の港湾施設の利用制限についてお知らせします。

記

1 期間

令和3年8月6日（金）～8月31日（火）まで

2 制限内容

（1）施設の閉鎖

以下の港湾施設については、原則として期間中の利用はできません。

- ①博多港国際ターミナル（時短営業中の飲食店を除きます。）
- ②福岡市ヨットハーバー（9日（月）から）

（2）駐車場、遊具の利用について

※利用状況に応じて対象公園等を追加する場合があります。

（ア）以下の公園の駐車場、遊具については、期間中終日利用できません。

※定期利用者は駐車場利用可能です。

- ①みなと100年公園
- ②福岡市海浜公園（シーサイドももち、マリナタウン海浜公園）

（イ）以下の緑地の遊具については、期間中終日利用できません。

- ・アイランドシティ外周緑地

【問合せ先】

港湾空港局 港湾管理課 富永 TEL 092-282-7047

（博多港国際ターミナル、福岡市ヨットハーバー、福岡市海浜公園に関すること）

維持課 白土 TEL 092-282-7142

（みなと100年公園、アイランドシティ外周緑地に関すること）